

Title	二〇〇三年度修士論文要旨；二〇〇三年度卒業論文題目
Sub Title	
Author	
Publisher	三田史学会
Publication year	2004
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.73, No.1 (2004. 6) ,p.120- 146
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	彙報
Genre	
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20040600-0120

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

二〇〇三年度修士論文要旨

〔日本史学専攻〕

古代地域社会における婚姻についての一考察

—御野国戸籍の分析を中心に—

鈴木さや香

日本古代の婚姻は双系制社会という規定の中で不安定で流動的な対偶婚段階にあり、夫婦の結びつきはきわめて弱いものと考えられている。このような古代の婚姻について、その具体的様相を美濃という一地域に即して探り、古代社会において婚姻はどのような意義をもっていたかを考察するのが本稿の目的である。その際「交通」との関連を重視したが、この「交通」とは単なる人と物の動きにとどまらず、それに付随したのも含む大きな概念で捉えられるものであり、婚姻もまたその中の一つとして位置づけられる。

そこでまず、大宝二年の御野国戸籍を史料としてその婚姻関係を姓を基準に分析した。そこでは同集団内での婚姻も多数見られるものの、広く他集団や、中には尾張や伊勢のような遠隔地との関係を推定できる婚姻も検出された。特に有力氏族ほどこの傾向は強く、有力層ほど同階層との婚姻による結びつきを強めようという政治的意思が働いたと言えよう。

以上のようなかなり広い範囲での通婚の背景として、美濃地

域での活発な地域間交通が考えられる。特に河川交通が重要で、古代の塩の流通を例にその発達を考えた。即ち尾張等で生産された塩は一旦美濃国内の地域の流通拠点たる集落に河川を通じてもたらされ、そこで二次精製された塩が国内の方々へ流通していく。そしてその片鱗は戸籍の残る半布里にもうかがえ、日常必需品である塩が周辺地域からもたらされていたことから、地域間の交流は交易を通して日常的に密であったことがわかる。また、尾張美濃間の日常的な交易の様子を示したものとして『日本霊異記』中巻四縁などもみられ、考古学・文献双方からこの地域での交流の広さ、密接さが証明される。

そこで問題となるのは他集団と異なり、閉鎖的な傾向を持つ半布里の秦人と春部里の国造族である。これらは多少他姓者との婚姻関係も見られるものの、その八割〜九割が同姓同士の婚姻なのである。この原因として秦人については渡来人としての性格など地理的歴史的環境に求め、国造族も大海人皇子の湯沐邑であったように天皇家と非常に深い結びつきをもっていたという歴史的環境がその特色につながっていると考えられる。美濃国においては、この二氏族以外は比較的広い通婚圏を持っており、特に有力層ほどその傾向が強いことからその婚姻が政治的意義を有したと考えられる。そしてその広がりには河川交通の発達によるところが大きかったのである。

撰関期の陣定に関する基礎的考察

—一条朝期の事例を中心として—

池田 卓也

撰関期の公卿議定の中核をなす陣定をめぐっては、従来その政策決定上の意義を否定的に捉える倉本一宏氏の見解と、積極的に評価する大津透氏の見解の対立がみられる。だが、研究史上、個別具体的なレベルで検討を行われたのは、一条朝期の事例を取り上げた倉本氏のそれにはほぼ限られており、それが後者の立場からの陣定理解の障壁となってきた。

そこで、本稿ではそのような現状に対し、陣定を積極的に評価する可能性を探るため、倉本氏と同じ一条朝期の事例を中心として、形式面・内容面双方から検討を加えた。

まず第一章「撰関期の陣定の集計に関する一試論—一条朝期を例として—」では、形式面からの検討として、儀式書の記述から陣定の次第を復元するとともに、確実と思われる事例をもとに検討を行い、一条朝期の陣定の事例の再集計案を提示した。

続く第二章「受領功過定の「場」—儀式書と一条朝期の事例から—」では、陣定の分類上の問題として受領功過定の「場」の問題を取り上げ、叙位・除目時の受領功過定をして陣定とはいえないことを明らかにするとともに、叙位・除目時以外に陣座で行われる受領功過定を臨時的な意味合いを持つものである

とした。そして、「同一内容に関しては全て同一の形式で行われる」という前提に立つ陣定の分類の仕方が必ずしも全てではないことを指摘した。

さらに第三章「一条朝期の陣定—内容的側面からの考察—」では、内容面からの検討を行い、陣定をして形式的な事後承認の場とすることはできず、諮問機関でありながら議決機関に極めて近い存在であることを確認した。また、陣定が天皇にとって難しい政治的課題の解決を図るための「切り札」であったと考えられること、それゆえ開催前から予め解決策が得られていたとはいえないこと、そしてそこにこそ陣定の存在意義があったとした。

そして、以上の考察から、当該期、少なくとも一条朝期の陣定が、政策決定上十分に機能し、天皇の最終的な政策決定に重大な影響を及ぼしていたことを改めて確認した。

院政の成立に関する基礎的考察

佐々木康裕

院政なる政治形態は段階的に成立したものとみられるが、その成立過程の起点に関しては、以下の二点を指摘できる。第一に後冷泉朝末期から後三条朝には未だ撰関政治の域を出る新たな政治形態への明確な変化は認められないことである。当該期、撰関人事の主導権は従来同様頼通及び教通の掌中にある。故に、

当該期を一方的に院政時代に包含する通説は承服しがたく、むしろこれを撰関・院政両時代の中間的・過渡的時期と捉えることが妥当である。第二に、院政成立過程の起点が見出されるのは少なくとも寛治二年以後であるということである。これは白河讓位直後の寛治二年における政務決裁をみる場合、白河の主導的関与が認められない反面、撰政師実が名実ともに執政にあたっているとの事実による。

また過度期の終点をめぐり、初めて明確な変化が認められるのは嘉承二年七月十九日である。この日堀河が崩御し前帝不在の下で新撰政補任及び新帝踐祚が行われた。この際前関白忠実及びその側近と目される源俊明・藤原宗忠による白河への強い働きかけにより、白河が任撰政宣命（＝堀河讓位詔）の名目上の主体に奉じられた。だがこれは法皇の名において撰政補任が行われたという意味では画期的だが、反面この宣命が実質的には法皇の主体的意思を反映したのではなく、なおかつ前帝不在での皇位継承を補完する要素を帯びていることを考慮に入れば、当該時点をもって院政成立はみなし難く飽くまでその端緒に留まっているとみられる。以後、白河は嘉承二年六月に猶子とした忠通（忠実の子）を同じく猶子である璋子の婿とし、忠通の姉泰子の鳥羽への入内を忠実に持ちかけるなど、撰関家との協調体制構築を図る。だが忠実の意向により結果として両縁談とも破談、協調体制構築の動きは頓挫する。その後、白河は璋子を鳥羽に入内させて泰子の入内を封じ、かつ甥の源有仁を猶子として忠通と対峙する位置に配するなど、撰関家掣肘策

へと態度を転じる。そして最終的には保安元年、関白忠実による泰子入内企図の発覚を機に白河は忠実の内覧を停止し、それを梃子として関白の任を事実上罷免する。以上より私は、この時点をもって院による撰関人事の掌握が完了し、このことが院による国家大事全般の掌握を決定付けるに至り、ここにおいて院政が成立、そして確立の段階に達したものと考える。

中世国家の身分秩序と路頭礼

—天皇・治天・室町殿と公家社会—

桃崎有一郎

本稿の目的は、中世社会の礼節秩序において書札礼と同じく重要な意義を持ちながらこれまで正面から取り上げられる事無かった路頭礼について、その基本的な構造・具体的所作・歴史の沿革を体系的に把握し、また陣中・裏築地などの路頭礼上の概念・装置・空間的礼節秩序と実社会の身分秩序との間の相互のフィードバックの様相を明らかにする事である。なお本稿が考察の対象を主に南北朝・室町期の公家社会とした理由の一つは、前代とは異なり、当該期の幕府首長（室町殿）が積極的に公家社会の一員を構成したため、公家社会の身分秩序の考察を通じて当該期公武権力の最上層の様相が一定程度明らかにし得ると考えられる事による。

第一章においては、我が国では中国と異なり路頭礼が車上礼

とほぼ同義語として扱われるほどに牛車が多用された為、独自に路頭礼秩序を構築しなければならなかったという路頭礼特有の根本的な性質を明らかにするとともに、その結果路頭礼が律令その他の法令に典拠を持ち得ず「世俗の慣行の集成」という不安定性を当初から抱え込まざるを得なかった事を論じた。またその礼節体系の沿革は大まかに見ると最初に『西宮記』で一旦「世俗之所為」がまとめられ、『三条中山口伝』などの故実書に敬称された後『弘安礼節』で公定の礼節となるに至ったと推測した。

また第二章では、当事者の一方が路頭にある「貴人・親の第宅の門前を憚る礼節」が、当事者双方が路頭にある路頭礼（教義の路頭礼）から派生したものと捉え得る一方、路頭・第宅以下の比較的広範囲の空間も巻き込んだ空間的礼節秩序を形成しており、このような礼節の発想が第一章で検討した狭義の路頭礼と、第三章以降で考察したより広域の空間と物理的施設を伴う空間的礼節秩序を繋ぐものとして位置付けられるのではないかと推測した。

第三章では右のような路頭礼の全体像を踏まえた上で、平安期内裏に関連して既にその存在が指摘されていた陣中の概念が実は戦国期まで姿を変えずに維持された事を明らかにするとともに、また南北朝・室町期の古記録に頻出する「陣中にある陣外」が陣中の領域の不安定性を意味するのではなく、「陣」という語の指す対象の曖昧さから起こった用法で、陣中の領域は全く変動していなかった事を確認した。

第四章では以上を踏まえ、陣中の概念が臣下の参内時の下乗地点であったにとどまらず、嗷訴という場面においては天皇より上位の存在——神（神威）が天皇を規制する装置とも成り得た事を考察した。また陣中が古代・中世を通じて天皇と皇太子の御所にしか見られず、またその概念が内侍所という神器に由来する説が平安期に唱えられた事から、陣中が天皇の王権と密接不可分の関係にあったと推測し、南北朝・室町期においても内裏・東宮御所のみがそれを備えていた事から王権の所在がなお天皇にある事を象徴した可能性を論じた。

第五章では裏築地なる構築物が従来いわれていたような治安維持・軍事上の防壁ではなく、本来は諸人の下乗義務を緩和する路頭礼上の装置であった事を明らかにするとともに、鎌倉期以降社会の最上層を構成する人々が第宅に備えた事から権威・尊貴性の象徴という面を持つに至った事を述べた。また応永三十二年の広橋兼宜亭における裏築地撤去騒動で裏築地が単なる尊貴性の象徴から国家の主権者（統治者）の象徴へと変質を遂げ、そのような変質が義持政権末期から義教期にかけて進行した室町殿の超越的地位の演出という趨勢の中に位置付けられるとともに、同騒動が室町殿権力との密着から権勢を誇った名家日野流にとつても義教期の凋落へと向う分岐点となったと評価した。

第六章では内裏起源であることが明白な陣中との比較により、「裏築地」が直接平安宮内裏の特定の施設・機能を引き継いだものではなかったと考えられることを述べた。そして袖築地

と称する類似の構築物の考察から裏築地が権威の荘厳化という機能をも併せ持っていた事を再確認すると同時に、里内裏を中心とする三町四方を占有し諸人に下乗の義務を強い続ける陣中とは対蹠的に、洛中という既存の空間秩序中に諸人の下乗義務を強制する宮殿（皇居・室町殿御所）が後から入り込んだ事によるある種の負い目の産物が裏築地ではなかったかと推論した。

第七章では南北朝末期以降急増する略式の「陣家」出仕の事例が、実は義満による人為的な強制の結果であり、自身が華麗壮大な行列を整えて出仕するばかりでなく、公家社会の最上位に位置する撰家には逆に略儀を強いることによって、従来の公家社会身分秩序を、その構造を維持したまま相対的に下方に押し下げ、その秩序全体を自らの下位に置くことを図った義満の政策と軌を一にするものであった可能性を論じた。

足利義晴・義輝流浪期における室町幕府と訴訟

樋口雄一郎

室町後期の足利義晴・義輝期の室町幕府研究は、今谷明氏の研究を契機として近年飛躍的に進められてきた。だが、義晴・義輝が畿内情勢により京都を離れている時期（Ⅱ流浪期）に関して、未だ十分な解明がなされていないように思われる。そこで本修士論文では、主に訴訟や公家による参賀といった側面から流浪期の室町幕府を検討し、その実態を解明することを目

的とした。また、朽木に追い込まれた義輝が、対立する三好長慶と和解して帰京を果たすなど、義晴・義輝は流浪を繰り返しながらも京都に在り続けている。そこでこの流浪期の検討を踏まえて、義晴・義輝が京都に在り続けた要因についても考察を試みた。

第一章では、主として義晴・義輝期における流浪期と流浪地のそれぞれの性質について考察し、義晴・義輝期の六期に及ぶ流浪期は情勢がそれぞれ異なり、また坂本と朽木など流浪地も状況により使い分けられていたことが明らかとなった。

第二章では、『言継卿記』に見られる公家の動向から義晴・義輝流浪期を考察した。將軍流浪期における京中の訴訟は畿内情勢と密接に関わっており、特に長慶入京以後は長慶に裁決が持ち込まれるケースが見られるようになる。だが同時期の幕府訴訟に比べれば活動は微弱であり、流浪期の長慶の裁決にも伊勢氏や幕府奉行人が関わっているなど、長慶自身も幕府の訴訟機構を完全に無視することができなかつたものと考えられる。また、公家からの將軍参賀が流浪期においても行われているのに対し、將軍参賀が見られない時期でさえも在京の敵対勢力への参賀は行われておらず、義輝を朽木へ押し籠めた時期の長慶でさえもこうした將軍の権威を超えられなかつたのではないだろうか。

第三章では、近江国得珍保における馬商売相論の検討を中心に、近江における流浪期の幕府の活動について考察した。特に馬商売相論の解明により、実態の把握が困難な朽木流浪期にお

ける幕府の活動が明らかとなった。

このように幕府や将軍は流浪期においても活動し、その権威を保ち続けていた。長慶は京都を支配する力を持ちながら、このような権威に代替する存在とはなれず、将軍や幕府機構の権威を必要とし、義輝を京都に迎え入れて和解に至ったものと考えられよう。

今後は義晴・義輝期だけでなく、将軍の流浪が見られる義植（義材）・義澄の代から義昭に至るまでの時期を総合的に考察していくことが研究課題である。

公家・戦国大名との関わりからみる織田「政権」の容認

高本 康博

織田信長の歴史的位置づけを探ろうとする研究は多い。その研究手法は大まかに分けて織田政権と朝廷との関係を検討することから、織田信長の歴史的位置づけを探ろうとする研究手法か、織田信長がいかなる支配論理を持って天下統一事業を行ってきたのか、を探る研究手法のふたつに大別できるのではないだろうか。またこうした研究手法においては、一般的に織田信長と彼の行使した権力を「政権」と見なしている。しかし織田信長と彼の行使した権力を安易に「政権」と見なすことは、被征服者が織田信長に征服される過程を当然と見なし、織田信長中心の戦国時代観を持ってしまふ危険性があるのではないだろう

か。そうした問題意識を持ち本稿では織田信長と彼の行使した権力、つまり織田政権が、全国支配の意志とビジョンを持ち、明確な織田領国や織田家臣からだけはなく、広範に中央政権と見なされていたという歴史的事実が存在するか否かという先行研究がいささかおざなりにしてきた感のある重要な織田政権論の前掲条件に関して検討した。

第一章から第四章では、従来織田政権との間の関係を同盟や友好という対等感のある用語で示されてきた戦国大名を例にとり、戦国大名同士の間盟関係なのか、それとも戦国大名による織田政権の容認であるのか、を考察した。第一章で扱った関東の後北条氏と織田政権との関係では、従来「織田後北条同盟」と呼称されてきた両者の関係が実際には戦国大名同士の同盟関係ではなく中央政権としての織田政権を戦国大名後北条氏が容認していく過程であることを示し、第二章では奥州の戦国大名伊達氏が中央政権としての織田政権の命令に従った軍事行動を行っていたことなどを指摘し、第三章では徳川氏が外交面において織田政権重臣層と同種の働きをしていることを論証した。

第四章では、織田政権を容認した者としていない者との間に見える史料上の用語使用の特徴を指摘した。第五章では第一節で朝廷との関わりから織田政権が実際上の武家として容認されている事実を確認し、第二節では織田政権の支配論理が朝廷に受け入れられた過程を論証した。

天正十（一五八二）年に東国出兵を成功させ、東日本全域に織田政権を容認させ京都へ凱旋した織田信長は、朝廷からその

武威に基づく「天下静謐」の実績を認められ將軍職へと推任された。ここに公家・戦国大名との関わりからみた織田政権の容認という歴史的事実の確認がなされたと考えた。また、付記として織田家臣滝川一益の職に関する考察を行った。

近世後期における二条家

中村 佳史

近世の朝廷においては、二条家ほかの五撰家が大きな勢力を有していた。朝廷・公家論が盛んになった昨今、政局において、あるいは文化的に重要な撰家当主に焦点を当てた研究がなされている。しかし、当主個人に関心が向いている事や、公家家政に関わる史料が少ない事などから、撰家を「家」単位で捉えて、その組織がどうであったのか、撰家の周縁に位置していた人々との関わりはどうかであったのかなど、実態研究は進んでいない。

そこで、こうした問題意識を前提として、本学古文書室に所蔵されている二条家文書の中から、特に公家家政に関わる稀有な原史料を押さえることで、家臣編成や経営状態を整理しつつ、その特色の検討を試みるのが本稿の目的である。

第一章では、二条家の家臣編成について概観した。二条家では幕末において一七〇名ほどが家臣として認識されていたが、このうち、二条家の「元方」から給禄を得ている者（「出勤」

家臣）と、二条家の家臣として認識されながらも、二条家から給禄を得ていない者（「未勤」家臣）との二形態があった。そして「出勤」家臣の多くが、京都洛中に起居しながら、代々二条家に勤めている者が多いことを論じた。

続いて第二章で、「未勤」家臣について考察した。二条家から給禄を得ていないにも関わらず、二条家の家臣として認識されている彼らは、二条家に御礼金を支払うことによって、その身分・立場を獲得した者たちであった。そして、二条家から帯刀の許可や紋付きの提灯を付与されるという実利を得た。また、こうした御礼金を媒介としたシステムには、「館入」や「出入」を許された者たちへも適用されており、二条家の経営にとっても一種の財テクの側面があった。

最後に第三章では、二条家の表向きの経営状態について考察した。二条家の表向きの経営は、家領からの収入を中心としながら、方々からの借財で賄われていた。この事実を帳簿史料から具体的な数値で提示し、通俗的に、幕末になると大名家からの助成金などにより楽になると考えられがちだが、少なくとも帳簿やその周辺の史料から判断する限り、表向きの財政状態は破綻に近い状態であった事を明らかにした。そして、そうした状況を整理するため、出入の両替商に家計を管理させるという借財整理の一類型を提示した。

近世の公家研究は、いまだ先学の少ない分野であり、以上の様な実証もまた、二条家という限定されたフィールドでの事例報告的性格であることは否めない。しかし、とかく回顧録や周

辺の研究からイメージされていたにすぎない家臣編成や経営状態について、原史料から具体的に明らかに出来たことは、ひとつの成果であると考えている。

〔東洋史学専攻〕

南詔・大理国の仏教

武田 史子

本稿の目的は唐宋代、中国西南部（現・雲南省及び四川省の一部）に勃興した国家、南詔・大理国における仏教の信仰形態及び世俗権力即ち王権との関係を明らかにし、かつ二国においての仏教に関する諸々の問題について比較・検討していくものである。

南詔（六四九？～九〇二）が統一王権を樹立するまで、当地は「詔」と呼ばれる六氏の王権（六詔）を中心とした分裂状態にあった。その中の一つ、蒙舍詔が統一を果たし、正式に南詔の樹立を見る。尚、「南詔」とは蒙舍詔の別称である。

仏教が浸透するまで、当地ではアニミズムが崇拝されていた。また六詔は王権の象徴として鐸鞘という靈剣を各々持ち、蒙舍詔が統一を果たしたのも、他詔の鐸鞘を奪ったからである。しかし、統一後、第六代当主異牟尋が唐に鐸鞘を献上してしまつたため、王権はその象徴を失つてしまう。そこで南詔王権は新たな王権の権威の拠り所に仏教を求めたのである。仏教の伝来は不明だが、異牟尋以降の南詔当主がしばしば仏寺や仏像を寄進している。またこれまで鉄柱を崇拝し、王が鉄柱を祀る習慣があり、それとよく似た形状を持つ仏塔を建てている。鉄柱の

頂には金鳥が乗っていたが、崇聖寺の千尋塔の頂にも金鳥像があった。他に霊能力の高い仏僧を優遇し、破戒させてまでも彼らと王室との婚姻関係を持つとうとしたこともある。これらの史実を見ると、南詔王権は仏教をアニミズムに当てはめた上で、信仰を深め、王権の権威の拠り所としたことが明らかである。

大理国(九三七―一二五四)もやはり仏教国家であった。仏教教育があり、任官システムに僧侶が大きく関わっていたことから、国の礎を仏教においていたことが分かる。大理国では民衆に仏教の教義を学ばせる環境を整えていたが、この点が、教義内容を重視せず、目に見える具体的な形で、民衆に仏教の進行を広めようと図った南詔時代と大きく異なるところである。仏教に神秘性を求めることも殆ど無く、大理国では仏教を現実的に受け止めていたのである。

日中戦争期延安における「婦女問題」

―雑誌『中国婦女』を中心として―

藤井 敦子

中国において、女性の視点からの女性史研究が始まって二〇年足らずであるが、女性をめぐる現代社会の矛盾を契機として、従来の共産党史観や男性知識人による女性解放史を見直す動きが盛んになってきた。現在も共産党の統治下にある中国女性の現状を考える上で、共産党が勢力を拡大していった日中戦争期

延安における「婦女問題」を、当時最大の影響力をもっていたとされる共産党の女性向け機関誌『中国婦女』をめぐる時代的政治的背景と照らし合わせて考察することは、共産党主導で行われてきた女性政策の矛盾解明の端緒となりうるのではないかと思う。

本稿では、まず第一章で雑誌『中国婦女』のアウトラインを明確にし、発刊の目的やその内容を明らかにした。続いて第二章では、婦女活動の実態を『中国婦女』の記事を通じて具体的に考察し、女性観の変遷を踏まえた上で、当時求められていたと考えられる女性像を探った。そして第三章では共産党独自の女性観、編集責任者である王朝と毛沢東との権力争い、また国民党対共産党という対立構図に着目しながら、日中戦争期延安における「婦女問題」の存在意義について考察を進めた。

その結果、この時期、困難な状況にありながらも一定のレベルでは女性運動が推進され、女性たちは以前に比べ活躍の場を広げつつあったことが明らかになった。しかし、抗戦と革命、共産党対国民党という時代的政治的背景から、雑誌『中国婦女』においては共産党独自の思想に基づく女性像、女性観が強調されて展開されていた。そして日中戦争期延安における「婦女問題」は、共産党にとって抗戦と革命に女性を動員するための有効な政治的プロパガンダとしての存在意義が大きかったがゆえに、本来の目的である真の女性解放が果たせなかったのではないかという結論に達した。このような「婦女問題」の特質が、共産党支配の続く現代にも影響を及ぼしていると考え

られる。

朝鮮後期英祖代の言官の言論環境

柳田 悠紀

朝鮮王朝は建国以来、儒教の価値観に基づいて言論を重視し、司憲府・司諫院・弘文館（三司）に国家機構内部における言論の責務を担わせた。これら三司の官員は言官と呼ばれ、朝鮮王朝の政治構造の中で重要な位置を占めてきた。本論文では、朝鮮王朝後期の一八世紀、第二一代国王英祖（在位一七二四—一七七六）が激化した党争を抑制すべく実施した蕩平政治の下での言官の言論活動の実態やその性格の変化を、在職期間、出仕状況、言論慣習など活動の様相に影響を及ぼす「環境」という観点から考察することを試みた。

まず、この時期の言官の人事傾向を在職期間について見ると、言官の平均在職期間は二〇〇四〇日であり、一七世紀の朋党政治期と同様に頻繁に交代していることが明らかになった。また、このような短い在職期間に言官が日常的にどのような活動を行っているのかという問題について『承政院日記』の「監察茶時」上啓をもとに司憲府の言官の出仕状況を調べたところ、かなりの日数に上る出仕回避現象が明らかになり、在外、避嫌、呈辞、違牌などの主な不出仕事由の傾向が見えてきた。

これら言官の頻繁な交代と出仕回避の現象は、英祖が党争に

関わる言論を「党論」として抑圧した蕩平政治という当時の政治状況を根本的な原因としつつも、言官の言論慣習を中心に活動の実態を見ると、避嫌や処置という言官の言論活動を強化する言論慣習がこの時期十分活用できなくなり、意図的な出仕回避を図る言官が多くなるなど、言官側の事情とも深く関わるものであった。英祖は違牌・在外などの出仕回避や無発言などを問題視し、制度面でも対策を試みたものの、その対策は処罰に傾きがちなもので効果も一時的なものに過ぎなかった。

英祖代の半世紀にわたる蕩平政治によって言官の政治的地位はそれまでの時代に比べ明らかに低下し、出世コースとしての重要性という意味において官僚機構内部での地位を保つことになった。これまで言官の言論活動を強化してきた言論慣習の意義も次第に薄れ形式化の趨勢を免れなかったが、その後も廃止されずに存続しつづけ一八世紀から一九世紀にかけて編纂された法典類、官署志に詳細な条文の形で記載されるに至った。この過程は一七世紀の朋党政治の政治構造を支えた諸慣行が一八世紀の蕩平政治、一九世紀の勢道政治を経て実際の効力を喪失しながらも規則として固着化したことを意味し、朝鮮王朝における言官、広くは士大夫の行動様式、すなわち「伝統」に形を変えたと見ることができらるだろう。

有力部族集団の動向から見たアク・コユンルーの歴史

—ウズン・ハサンとヤアクーブ治世を中心に—

飯川 厚

本稿は一五世紀イラン地域に成立したアク・コユンルーとよばれる王朝の構造について考察したものである。同王朝は一五世紀半ばに即位したウズン・ハサンによって急激に拡大したが、その死後は内戦が続いて急速に衰え、一六世紀初頭にサファヴィー朝によって滅ぼされた。本稿は彼らが部族連合の名称を王朝名としていたことに注目し、次の三つの仮説を立てた。第一は、その支配構造は、一貫した部族の連合体だったのではないか、第二は、支配構造の変化すなわち中央集権化を伴わない領土拡大は、君主の権力だけでなく部族集団の力も増大させたのではないか、第三は、部族連合政権を統轄する君主の権力が存在したのではないか、というものである。

こうした仮説のもとに有力な部族集団の動向からアク・コユンルー史を再検討すると、ウズン・ハサンは征服地を4人の王子の地方政府で統轄したこと、その地方は各王子達の征服戦争に従軍した部族集団がそのまま参加していたことが判明した。

また同王朝を含むトウルクマーン系部族連合政権でのみ活動が目立つ側近集団「イーナークと『特別なノウキヤル』」の存在を考察した。前者は君主の信頼篤い者を頂点とし、中軍の主力を

形成して部族集団に対応する軍事力を担っていたこと、後者は戦場・日常における君主の身辺の諸雑務から親衛隊に相当する軍務を担当したことを示した。そして征服活動の結果、一四七六年の時点で既に彼らは数の上で部族集団に圧倒されていたことも判明した。こうした事実から、この両側近集団こそ、君主が部族集団を統轄する現実的な軍事力と位置づけ、数の上からも君主権力と部族集団の権力の同時拡大という仮説を補強した。この支配体制はオスマン朝への敗北で一気に瓦解した。さらに後継者にふさわしい政府を擁したソルターン・ハリールが弟ヤアクーブによって倒されると、地方の部族集団は徐々に中央政府の支配から離脱していった。

以上、本稿は、三つの仮説を証明し、同王朝の支配構造の一面を明らかにし、同時にアク・コユンルーの急速な拡大と衰退の原因でもあった、と結論づけた。本稿のオリジナリティは、アク・コユンルー研究の基本史料三つを用いて、同王朝の構造を一貫した「部族連合体制」として検証したことである。有力部族集団の動向から同王朝史を考察し、その結果、ウズン・ハサンの支配構造は四人の王子の地方政府に支えられていたこと、その政府は各王子がその地を征服した遠征軍そのものでしかなく、かつことを示した。また、特に従来は位置づけが保留されていたイーナークとブーイ・ノウキヤルと呼ばれる側近集団を考察し、彼らが君主の信頼篤い者によって率いられ、前者は部族集団に対応する中軍の軍事力の主力を形成し、後者は君主の身辺で日常・戦場の庶務を担当する親衛隊であった、という実態

を示し、君主が部族連合を統轄する軍事力としたのは、先行研究にはない点である。そしてさらに、彼らが軍事力に占める割合が徐々に低下していったことを、部族集団の台頭と関連させて、数値上からも示したことは、本稿独自の見解である。

また、部族集団はウズン・ハサンの建てた支配構造によって台頭の契機を得たこと、側近集団と部族集団を実際に数字で比較し、征服活動によって君主権力と部族集団の影響力の双方が増大したこと、そしてオスマン朝への敗北によって消えた王子達の地位を部族集団が引き継いで地方政府を担当し、中央政府から徐々に離脱していったことを時系列で追いながら考察した。

以上アク・コユルルの支配体制およびその歩みについて、同王朝は一貫して部族連合体制を維持したこと、その支配構造は四王子の地方政府を軸とした分権的・多重心構造であったこと、急激な征服活動は君主の権力だけでなく部族集団の影響力も同時に拡大させたこと、そのため君主が彼らを統轄する側近集団は数の上でも彼らに圧倒されるようになったこと、そしてこれらはオスマン朝への敗北によって一気にバランスを失い、各地の地方政府を担当するようになった部族集団がそのまま離脱してゆき同王朝は急速に解体していったこと、これらを示したことが、本稿のオリジナリテイである。

トゥラニズムをめぐる一九三〇年代の日本

Ⅱトルコ関係

稲葉沙智子

トゥラニズムとは、「ウラル・アルタイ語族」を「トゥラン民族」という一つの民族とみなし、国境を越えた政治的な協力関係を作ろうとする運動である。一九世紀にハンガリーで政治化し、トルコではパン・トルコ主義と混ざり合いつつ受容され、一九二〇年代の日本にまで広まった。本稿の目標は、日本とトルコで同時期に行われていたトゥラニズムに注目し、研究がほとんどなされていない一九三〇年代後半の両国の関係を考察することにある。

本論では、両国での運動の概要、担い手を整理した。その中でジェムフリエツト紙の記者で、コーカサスの独立を強く主張したムハレム・フェイズィ・トガイに注目する。彼は、「トゥラン国家」日本との連携を説き、一九三七年にはジャパン・タイムズ紙の現地特派員という身分を与えられ、在トルコ日本大使館、とくに武官と接触していた。

トゥラニズムをめぐるトガイと日本の関係の形成には、一九三二年の満洲国建国から一九四五年まで続く「対ソビエト謀略」という大きな背景があった。立案者は在トルコ日本大使館に駐在経験を持つ軍人、神田正種、橋本欣五郎であった。トル

コを含むヨーロッパに對ソビエト諜報網を形成し、また、コーカサスを扇動して滿洲方面から日本と連携し、内部からソビエトをかく乱しようとしたのである。

トルコは、このような對ソ諜報、工作上、地理的な重要性をもつていた。また、一九三〇年代後半に本格化する蒙疆工作で、この地域に住むイスラム教徒を懐柔する必要性が生じ、この求心力としても重視されていた。日本にとつて、トゥラニスト・トガイと關係を築くことは對ソ諜略上からも、イスラム教徒對策からも有益なことだった。

トゥラニズムを媒介した一九三〇年代後半の両國の關係、とくにトルコのトゥラニストと日本軍部の關係は、「對ソビエト諜略」という砂上の樓閣の上に築かれたものであった。だからこそ、敗戦によりこの關係は崩壊し、日本ではトゥラニズムは姿を消したが、トルコでは、政治的な色彩は弱まりつつも、トルコ民族の起源の部分で根付いたために、今日まで続いているのである。

一八世紀イスタンプルにおける商工民と同職組合

—『アフキヤーム・デフテリ』にみる食肉業と皮革業—

藤木 健二

近年のオスマン朝社会経済史研究において、これまで漠然と自治的な性格を持つとされてきた商工民の同職組合を再検討し、

商工民の実態を幅広く解明しようとする動きが見られる。このような研究動向を踏まえ、一八世紀のイスタンプルにおける食肉業や皮革業に携わる商工民（肉屋、皮なめし職人、馬具職人、靴屋・靴職人）を取り上げ、勅令簿の一種であるアフキヤーム・デフテリを主な史料として活用することで、各同職組合の構造・機能や、その政府との關係、同職組合間の關係、生産・販売の実態について、職業ごとの特徴を重視しながら考察した。

いずれの同職組合も、構成員の人数を制限し、同職組合の規定に基づいて原材料の仕入れや製品の販売を行うことで親方（店舗・工場の賃借人）の利益を守るための組織であり、その活動は政府によってある程度統制されていたといえるが、同職組合の構造や役員の性格、政府による統制の度合いには職業ごとに明確な違いが見られる。また他の諸都市に比べて強い統制下に置かれていたが、これはイスタンプルへの食料・物資の供給を重視する政府の政策を反映したものである。

原材料の仕入れや製品の販売などを巡る異業種間の同職組合の關係も職業ごとに多様であり、時には社会・経済状況の変化や、商工民の不正、同職組合間の規定や政策の矛盾などによって争いが頻発・長期化した。これらの争いは政府の役人・軍人の利害やワクフ運営に影響を与えることが多いため、政府の対策は現状維持を目指す伝統主義的性格を帯び、抜本的改革はほとんど行われなかった。

また一八世紀の同職組合の構造・機能や同職組合間の關係などには一七世紀からの連続性が見られるが、それに関しては一

概に伝統的慣習に固執する保守的な性格を示すものではなく、商工民が伝統的慣習を自身の利益を守るための手段としながら社会・経済の実情に合わせて同職組合の構造や機能を変化・発展させていた結果と考えられる。

アイユーブ朝・マムルーク朝政権交替期におけるクルド人アミールとクルド系軍事集団

—サーリフ期からバイバルス期までを中心に—

毛利沙和子

アイユーブ朝をマムルーク朝の前史と捉え、マムルーク朝とルコ系勢力が台頭しつつあった時代と位置づける歴史認識は、マムルーク朝およびマムルークを研究の出発点とする研究者によるところが大きかった。そのため、アイユーブ朝研究そのものがマムルーク朝研究との比較・検討の中で行われてきたと言ってもよい。この両王朝の連続性に否定的な見解を示す研究者によりアイユーブ朝研究は大きく発展したが、王朝の担い手であるアイユーブ一族がクルドである点、および同王朝内で活躍したクルド系アミールに関する研究は十分になされてこなかった。

そこで、本論文ではアイユーブ一族がクルド系であるという点とアイユーブ朝期に活躍したクルド人アミールの多くがマム

ルーク朝期にその姿を消したという点に着目し、アイユーブ朝とマムルーク朝との連続性の否定を試みた。また、アイユーブ一族と同じクルド人アミールとクルド系軍事集団を取り上げることで、マムルークに比重を置きがちであったアイユーブ朝末期の研究に一石を投じることを目的とした。

クルド人アミールの経歴とクルド系軍事集団の動向を追うことで、サーリフ期からナスイル・ユースフ期にかけてはマムルーク台頭の時代であったという定説の他に、ウスターダールのような要職に就く者の出現など、クルド人アミールやクルド系軍事集団が数多く活躍した時代であった事が判明した。特にナスイル・ユースフ期はエジプトから逃れたクルド系軍事集団が大きな影響力を持った時代であった。そして彼らの大半がバイバルス期にその姿を消したという点を証明する事で、両王朝の連続性を否定することができた。

最後にアイユーブ政権において彼らが活躍した背景には、アイユーブ一族がクルドであること、タタールの侵攻に伴い多くのクルドがシリアへ移住を行ったことなどが少なからず影響した。そしてこれらの人の移動は何世紀にもわたり断続的に行われている現象の一環として捉える必要があることを付け加えねばならない。

本論文のオリジナリティとして、以下の4点が挙げられる。まずは、アイユーブ朝をマムルーク朝の前史と位置づけるマクリーズィーやカルカシャンデーイなどのマムルーク朝期史料の使用を極力避けた点である。アイユーブ朝の年代記を中心に

使用したことで平淡な記述というアイユーブ朝のイメージを払拭し、同王朝期においても興味深い記述が多く含まれている点を強調することができた。

第二はスルターン・サーリフ期には多くのクルドが活躍した時代であったという点である。サーリフはバフリーヤの創設などマムルーク体制の基盤を築いた点ばかりが強調されがちだが、クルド人アミールのフサム・アッディーンがウスターダールの地位に就き、カイマリーヤというクルド系軍事集団がサーリフ軍に組み込まれるなど、具体的な事例を挙げることでクルドが活躍した時代であったことを証明することができた。特にフサム・アッディーンという、マムルーク期においても、重要な役割を果たすクルド系アミールに焦点を当てたことの意義は大きく、オリジナリティーの一つとして挙げられる。

第三はクルド人アミールとクルド系軍事集団の没落をアイユーブ朝とマムルーク朝の連続性を否定する事例として挙げ、個人・集団ともに詳細な経歴を追うことでその両王朝の連続性を否定できた点である。これまでも個人・集団についていくつか触れられるものはあったが、王朝末期からバイバルス期に至るまで、クルド人アミールの経歴を幅広く網羅し、各クルド系軍事集団の特徴をあらわした点で、本論文の意義は大きいと思われる。

最後にアイユーブ政権内でクルド人アミールおよびクルド系軍事集団が活躍した背景には、クルドの移住が大きく関わった点を指摘したことが挙げられる。そしてタタールの侵攻時に

ピークを迎えたクルドの移住は、王朝成立以前より続く断続的な人の移動の一環として考える必要がある点も併せて指摘した。アイユーブ朝もまたこのように移住を行ったクルド人によつて建てられた王朝であり、非常に流動的な社会であった事も考察するに欠かせない点である。

一六世紀オスマン朝下におけるアナトリアの農村社会

——一五〇三年付マラシュ県検地帳の分析——

由利 桃子

一六世紀オスマン期の地方社会研究には農村社会そのものを扱うものが少ない。本稿ではマラシュ県一五六三年付の検地帳(明細帳)を主要史料とし、産業、居住、交通に注目して農村社会の構造の解明を目指した。

検地当時、マラシュ県はドウルカデル朝からオスマン朝の支配体制に組み込まれる途上であり、経済的にはハレブ市場圏に属していた。一六世紀後半はオスマン朝の社会経済が大きな転換点を迎える時期にあたるが、一五六三年の時点では大きな混乱は未だ生じておらず、マラシュ県周辺地域はアナトリアの他地域とともに、市場発展と緩やかなインフレの中にあつたと考えられる。その産業は地形上大きく二つに分けることができ、県北部は畜産と麦栽培、南部は多様な商品作物生産を特徴としていた。二次産品を含む生産品の販路の特定は困難だが、市場

の少ない北部地域における取引が定住農民と遊牧民間の小規模なものであったのに対し、南部地域はハレブ市場圏により直接的に組み込まれていたと考えられる。

居住形態は生業と密接な関わりを持つが、特にメズラアの多様性は定住農民、半農半牧の遊牧部族集団、在郷騎兵（スイパーヒー）集団が混合した、当時の農村社会を具体的に表すものである。都市が他を超越し固定化された存在であったのに対し、メズラアと定住村は地味や治安、遊牧民の定住化によって移り変わる性質を持っていた。

交通面では、同県はハレブ・トゥルクメンの季節移動とカイセリ方面からの巡礼のルートにあたっており、政府は徴税権ワクフを通して、南東トロス山系の北側と南側を東西に走る二本の主要交易路とは別にこれらの南北ルートの整備を行った。しかしこうした公共事業的な側面を持つワクフ設定は前政権から引き継がれたものであり、オスマン朝独自の政策ではなかった。総じて当時のマラシユ県の農村社会は主に農民、遊牧民、政府、前政権、在郷騎兵から成り、この5者が、産業や徴税システム、ワクフ制度等を通じて様々に関連性を持ちながら機能していたということが出来る。

〔西洋史学専攻〕

エリザベス治世期における議会の特質

——議員と選挙区との関係を中心として——

仲丸 英起

二〇世紀半ば過ぎまで、長らく一六世紀イングランド議会史の定説であったのはJ・E・ニールの学説であった。ニールは一七世紀の革命を念頭に置いた発展段階的な立場に立ち、勃興してくるジェントリが下院の大部分の議席を占め、とりわけピユリタンの傾向の強い議員達が先導し、下院が女王と対立した政争の場としての議会像を描き出した。これに対し、G・R・エルトンを始めとするいわゆる修正主義者達は議会と女王、枢密院との基本的な協関係を示し、ニールのホイッグ主義的議会観を否定した。しかし今日に至るまで、高度に社会史とも融合していたニールの学説に代わる全く新たな議会像が提示されたとは言い難い。

そこで本稿では、ともすれば印象論に陥りがちであったこれまでの議論を別の視点から検討するために、議員と選挙区との関係を数量的に測定する方法を試みた。具体的には議会史財団発行、P・W・ハスラー編の*The House of Commons, 1558-1603*に記載されている各議員の経歴から当選回数、選出された選挙区、所領のある州等をデータ化し、生涯選出区数、地元への定

着度、移動の頻繁さ、議席の安定度を調査した。

その結果、次の三タイプを同時代における議員の典型的パターンとして設定した。第一に大都市の支配層が同一選挙区から当選を続ける都市有力者型。第二にパトロンに従って自らの所領とは関係のない選挙区から選出されるものの、議席の保持が困難であったパトロン従属型。そして「州騎士」の肩書きに付帯する高い名誉を巡り他の候補者と潜在的競争になりがちで同一選挙区での議席の占有は難しかったが、地元の有力量者であったため議員歴には空白の少なかつた州選挙区挑戦者型である。

以上のような調査結果から暫定的に次のような結論が得られた。すなわち一六世紀において人々が議員になろうとした動機は国政への参加意志によるものではなく、選挙区の側でも議員に地域代表としての役割をほとんど期待してはいなかった。議員の選出はその地域における候補者の社会的諸関係に占める地位によってなされたのであり、したがって議会はこうして社会的に選択された人々が集う政治的な象徴としての側面が強かったのではないかと考えられる。しかし今回の調査結果とそこから敷衍された結論はあくまでも仮説の域を出ておらず、今後文書資料に則したより実証的な裏付けが必要不可欠である。

神話を超えた王国

—コルベールの文化政策をめぐって—

青木 恵

本論文は、一六七〇年代半ば以降、ルイ一四世治下のフランスで、国王称揚を目的とする芸術作品の主題が神話から国王の偉業へと変化したというに着目し、その原因を探ることを目的としている。先行研究において主題の傾向の変化は、おもに「新旧論争」という知識人同士の論争との関連から論じられてきた。新旧論争とは、古代の文化を範とし、それに倣った文学・芸術作品を制作しようとする知識人と、当代にこそ価値を見出そうと考える知識人との思想的対立である。しかし、一七世紀の芸術家は国王や貴族といったパトロンの注文なくしては作品を制作できなかったという状況を考えると、作品を制作した側ではなく、むしろパトロン側がいかなる目的で制作を依頼したかを考察する必要があるといえる。一六七〇年代半ばに、フランスの芸術活動全般を監督していたのは、建築・美術長官ジャン＝バティスト・コルベールであった。コルベールに関する研究は、財務総督として彼が実行した経済政策に焦点をあてた研究が主流であり、建築・美術長官コルベールに注目した研究は数少ない。当時の芸術家が置かれていた状況や建築・美術長官コルベールの絶大な権限を慮ると、主題の傾向の変化には、

王権の、とりわけコルベールの政治的意図が働いていたと考えられる。以上の点を前提に、本論文ではこの変化について、新旧論争という思想上の論争との関連からだけでなく、コルベールの文化政策という視角からも検討した。

コルベールは各種アカデミーの創設や徹底した組織整備を行ない、芸術家に対して国家が定める基準を満たした作品制作を奨励した。その目的は、臣民のみならず、後世の人々や諸外国をも対象に、ルイ一四世の偉大さを知らしめることであつた。

コルベールは自分が信頼する顧問集団である「小アカデミー」を活用し、彼らに各種アカデミーの監督役を務めさせることで、大規模で統制された文化政策を展開した。芸術に対する、大規模で徹底した監督は、プロパガンダを効率よく利用し、文化政策に費用をかけても確実にそこから利益を得ようという意思のあらわれであろう。さらに、特定の団体にある分野の独占権を与える代わりにその組織に徹底的に介入し、国家が定めた基準を満たす作品を制作させる制度は、特権マニユファクチュア制や産業規制といった経済政策の文化政策版であるといえる。主題の傾向の変化が生じた一六七〇年代半ば以降の時期は、ちょうどオランダ戦争終結の時期と重なり、この戦争におけるフランス軍の戦勝や善戦が、芸術作品の主題として時宜を得た格好の具体的事例を提供した。また、コルベールの顧問集団小アカデミーが、新旧論争における近代派に属する知識人だけで構成されるようになったのも、ちょうどこの時期である。一六七〇年代半ば以降のコルベールにとって、神話になぞらえず国王の

事績そのものを主題とし、神話を超えた国王像を展開することが、国内のみならずヨーロッパ全体に向けて、もつとも効果的にフランス国王を称揚する手段だったといえる。

〔民族学考古学専攻〕

平城宮出土の墨書土器とその性格

池山 由宣

墨書土器の研究において、考古学的研究の必要性が提唱されて、多くの研究が行われてきた。しかし、考古学的分析の必要性・有効性が謳われつつも、その研究方法については、いまだ分析すべき特徴の全体的な把握がなされておらず、報告書の記載も統一性をもたないのが現状である。加えて、従来の研究の多くは、「墨書土器はどう使われたのか」、「なぜ土器に墨書するのか」といった墨書土器の根本的な問題点から離れ、墨書土器を集落論の補助的要素として用いる研究へと流れがちである。また、その対象とする遺跡も、地方集落に偏りがちな点も指摘しなければならない。そこで、本研究では、そうした考古学的分析の現状に留意し、墨書土器の根本的な意味を考察するにあたって、平城宮遺跡出土の墨書土器を分析対象とした。

本研究では、第1章において、研究史をまとめ、前述した先行研究の問題を指摘した上で、墨書土器の考古学的情報について整理分類を行った。ここでは、墨書土器全般において、「土器質」、「土器種」、「墨書記載部位」、「墨書の芳香」、「墨書の大ささ」、「遺構との関係」、「遺物重量」、「墨書内容」の視点で情報を画一化させ、共有させる必要性を提唱した。第2章では、

平城宮遺跡および同遺跡出土の墨書土器についての概要を述べ、同遺跡出土の墨書土器の墨書内容について、「墨書内容」の分類を行った。この墨書内容分類は、いまだ改善の余地あるものの、それを軸とした分析は、多種多様な墨書土器を研究する新しい試みとして、本研究の中心的視点の一つとなっている。本研究では、こうした文字内容分類に加え、第1章でもその必要性を指摘した「記載部位」や「土器質」、「土器種」等を併せた分析を行った。この分析傾向から、平城宮出土の墨書土器について、墨書記載後も土器として使用することが前提であること、平坦あるいはそれに近く、縦横の幅が十分に確保できる部位に墨書すること、筆の滑りがよい器種に墨書すること等が明らかになった。墨書土器についてこうした多角的な分析を行う研究は少ないが、この分析により、墨書土器が遺物としてその出土状況に顕著な傾向を持つことを明らかにし、本研究で指摘した視点の重要性を提示する結果と言える。第2章までが墨書土器全般についての視点に基づくのに対し、第3章では、平城宮出土の墨書土器について、個別的な考察を行った。具体的には、役所名の記載された墨書土器について、その記載部位と出土傾向を基に、文献資料の記載と併せて、律令財政における役所名墨書土器の用途の解明を試みた。この点につき、本研究では、平城宮出土の墨書土器の中で、役所名の記載されたものは、簡略化された木簡と同じ機能を有していた可能性があることを指摘している。

以上が本研究の要旨である。墨書土器の用途を明らかにする

ためには、多くの遺跡で共通の分析を行うことが必要とされる。本研究は、まさにその足がかりとして、その分析における共通項を提示した。その結果として、平城宮における墨書土器の意味をわずかであるが解明することができたと考ええる。今後は、こうした手法と結果を基に、他遺跡との比較を行うことが、古代における墨書土器の解明に資すると考える。

中世都市鎌倉における動物利用

—出土動物依存体の分析を通して—

小島奈々子

中世都市鎌倉の遺跡からは、貝殻片や鳥獣魚骨片といった動物遺体が多量に出土する。この出土資料は、当該期の食生活を雄弁に語る資料として注目を受けてきた。近年の研究では、特に都市研究と関連させ、加工獣骨や骨製品の分布・食生活の地域差・出土資料の由来が議論されてきた。しかし、都市全域の資料を対象とした動物遺体内容の時期による変化や、捕獲・屠殺から廃棄に至る動物の利用過程の検討といった、より詳細な分析は課題として残されてきた。

そこで、本論では(一) 市域における遺跡別・時期別の再集成を行い、都市鎌倉での動物利用の特徴をまとめ、その上で、(二) 事例研究として、(一) の分析で組成上の変化をもたらしたウシ・ウマ・イルカ類遺体を対象に、頭部・脊椎骨・四肢骨

の出土比率および獣骨加工痕、四肢骨の残存部の数量を検討することで、都市鎌倉での獣骨利用の流れの一端を明らかにすることにした。

(二) の分析の結果、特徴は、既に指摘されている内容とおおむね合致したが、時期的変化に関しては、十三世紀以降マグ口類の出土が多くなる点、十五世紀に入りマダイが減少する点、十四世紀以降イルカ類が都市全域で多産する点を把握できた。また、地域的な差については、哺乳類遺体において浜地の由比ヶ浜南遺跡で組成が家畜・海獣類に偏るといふ新たな知見を得た。本分析は、事例・資料数ともに少なく評価は慎重にすべきであるが、以上の諸点は都市の変化や立地を反映している可能性もあり、都市での資源利用の性格を捕らえる上で重要な視点となりうる。

また、(二) の検討を行った結果、大型家畜であるウシ・ウマ遺体とイルカ類遺体では、利用過程に顕著な差が認められた。ウシ・ウマ遺体においては、四肢骨の出土比率が高い遺跡と全身骨が高い遺跡が存在し、イルカ類遺体においては、頭骨・四肢骨が高い遺跡と椎骨が高い遺跡が見られた。大型家畜種の四肢骨とイルカ類で高比率の部位では、加工痕を有する資料が多く認められるため、これらは加工のため選別され、特定の遺跡へ運ばれている可能性が想定できた。以上の分析方法・結果は、加工獣骨・製品の分析によって議論されてきた動物利用研究に新しい視座を提示し得るものと考えられる。

鎌倉の動物遺体研究については、その土台をなす採集や報告

方法等といった資料の取扱いに問題が残されている。今後、動物考古学的な見地からの調査計画の策定、および調査の実施が望まれることを最後に指摘した。

甲骨文における「習刻」について

—殷墟甲骨文字長幅比の分析を通して—

田中 春香

甲骨文字では文字の練習の痕跡を示す「習刻」という資料が存在するが、殷代の文字学習については数片の「習刻」資料の検討からの指摘にとどまっていた。近年、甲骨文字研究において「習刻」と捉えられることの多い干支表刻辞について文字の巧拙という視点による計量的な分析をし、文字の彫り手である契刻者集団内において初学者が手本を模倣することで契刻者が育成されていたことが示されている。しかし「習刻」の見解は研究者によって異なり、文字の巧拙についても明確な判断基準がないという問題点が挙げられる。

本稿の目的は甲骨文字資料の定量的な分析から、「習刻」の定義と判断基準の確立には不可欠である文字の巧拙の基準を模索しようとするものである。具体的には中国河南省安陽県西郊小屯村の殷墟遺跡から出土した甲骨文字資料『甲骨文合集』中の第1期資料の卜辞中の「貞」字と「習刻」と見なされることが多い干支表刻辞中の「癸」字の文字の縦と横の長さ、長幅比

を定量的に分析し、比較検討を行った。

その結果、我々が手で書く文字の大きさに幅があるように、干支表刻辞のみならず卜辞の甲骨文字の大きさと長幅比にも幅があり、その幅の発生要因として契刻者の契刻技術差、書契媒体の材質差や部位差、書体差や甲骨文字を契刻するために用いる工具差が想定される。これらの要因のなかで材質差でも文字の大きさに差が認められるが、一番の要因は書体の多様性である。書体差は契刻者の筆跡差である可能性が高いと考えられており、我々が書く「手書き文字」に各個人に特有の文字の大きさが見られるように、「手彫り文字」である甲骨文字の大きさにも各契刻者によって特有の文字の大きさがあると考えられる。文字の大きさと長幅比の幅は各契刻者の文字の大きさ差であると考えられる。

卜辞を契刻した甲骨占卜に携わっていた契刻者と文字の練習のために干支表を契刻した甲骨文字学習者には文字の大きさと長幅比において差が認められないことから、卜辞にも「習刻」が含まれる可能性と、干支表刻辞が「習刻」でない可能性が考えられる。しかし干支表刻辞には二度彫りやぶれ、歪みといった卜辞には余り見られない契刻痕が観察できることから、卜辞と干支表刻辞には差があり、干支表刻辞が「習刻」である可能性を完全に否定する結果ではないと言える。

以上のことから文字の大きさと長幅比は、多様性がみられる第1期甲骨文字資料の中から明確に「習刻」を判断するのに効果的な指標であるとの結論に達した。そして「習刻」を判断す

る上で、二度彫りやぶれ、歪みといった文字の契刻痕や「倒刻」や「反」といった刻辞状況差がより有効な指標になると考えられる。さらに一般卜辞と干支表刻辞の文字の大きさと長幅比には明確な差がないという検討結果から、一般卜辞の中にも「習刻」が存在する可能性があることを考慮した甲骨文字資料全体の再検討が「習刻」研究において最重要課題であると言えるであろう。

二〇〇三年度卒業論文題目

〔日本史学専攻〕

御成敗式目第十二条「悪口咎事」について—その制定目的を

中心に—

秋崎 康裕

鎌倉御家人三浦氏における諸家の家格と家督継承

井口 令菜

古代国家と弓射の儀式—射礼変質の意義—

池野 彩子

天皇權威と日本人の国民性

大橋 吏花

戦国期惣郷の活動と北畠氏の神三郡支配

大藪 海

生麦事件に見る歴史観の変化

葛西 歩

大姫入内問題をめぐって

加藤 沙織

初期日本・渤海交渉について—新羅征討計画と渤海の関係を

中心として—

木村 直晃

日韓歴史教科書における中・近世日韓関係の描き方

朽見 太朗

中世前期における准后の身位的特質—女性への准后宜下の

盛行とその意義—

工藤 浩台

御霊信仰

粉川 理沙

『続日本紀』の自然災害関連記事の基礎的研究

近藤 建一

ハンセン病医療政策はいかにして行われたか

坂本麻里子

室町時代における分郡守護・半国守護についての考察

—近江京極氏の立場を中心として—

嶋田 哲

日本古代における人々の動物観—人間と牛・馬とのかかわり

を中心—

菅原 允

初期荘園の労働力について—国家による労働力の獲得—

高澤 美鈴

明治期における徴兵と民衆

伊達 信也

創氏攻名にみる皇民化政策の特質

寺島 宗樹

「理想的」教師論の変化に関する一考察

友澤 春樹

戦前の死角『戦争未来記』—池崎忠孝著『米國怖るるに足らず』を中心として—

中島 悦治

内国勸業博覧会における菓子出品とその審査に関する考察

中村 勇太

明治十四年「人力車夫取締規則」

西村亜利沙

近世前中期遠州大井川の治水政策

長谷川昌代

多賀国府余目留守領における市場の景観

花井 貴子

筑波山と耀歌、信仰、雌雄

濱田 紘幸

隼人の位置付けの再考

平木 夏子

江戸幕府の出版統制下における貸本屋

廣瀬 深雪

近世における私塾咸宜園について

福本 静

江戸時代の印旛沼堀割普請

藤原 暁

寛政・化政期における江戸町会所の救済活動

堀井 博達

兵庫関を襲撃した悪党についての一考察—正和四年十一月の

事件に関して—

本多 春樹

大正デモクラシー期における農村青年と『キング』の受容の

あり方

見浦万侑子

御館の乱の舞台裏—後継者の正当性と家臣の参戦理由について

て—

古代神話にみる「出雲」

三上 純江
萩原 玲

国家統制下における日本映画

兵頭健太郎

女性芸能者と都の貴人たち—古代から中世への移行期における遊女—

近代公娼制度を支えた検閲制度について—近世における梅毒観を中心に—

藤原 有希

る遊女—

森岡 千景

移民問題の中の人種主義

増田あかね

モード史におけるジャポニスムの意義

諸隈智香枝

続日本紀にみられる孝謙天皇即位の意義に関する一考察

宮崎 雅史

近代の女性読者—明治・大正時代のベストセラーを読み解く—

山本真由美

日吉大社廃仏毀釈事件と国家神道

朝倉大次郎

「東洋史学専攻」

相島 理英

井上哲次郎の思想変遷と国字論

田中 洋介

在日ベトナム難民定住者が抱える問題—今、日本に求められていること—

相島 理英

明治時代以降における華族の存在とその役割

辻野 佳世

中世カイロにおける「死者の町」の社会的機能

相島 理英

源氏と東国武士とのつながりについて—頼義・義家を中心として—

布施 真一

ブルガリアのトルコ人ムスリム問題

稲垣絵理子

中世江戸と家康入府

石倉誠一朗

王都イスファハーン—イスファハーン遷都から

奥平 力

鎌倉時代における塚飯と駄餉

石嶋 伸啓

秦始皇帝の巡狩について

上條 剛史

海部氏勲注糸図の成立

井上 裕敬

現代中国の地域間格差

河口健太郎

森恪、石橋湛山における対中国論とその思想背景

小池 太

第五世代の映画表現とその背景—陳凱歌の事例を中心に—

木原 佑介

足利義持と義教における信仰心の比較

近藤 尚子

中国古代の人々にとつての龍と西洋の人々にとつてのドラゴンとは何か

熊谷 史子

常陸国における鎌倉公方足利持氏の支配権に関する一考察

佐々木祐介

イスラエル建国

倉科 里奈

大給松平氏に関する諸考察

鶴見 翼

マーク・サイクス—イギリスの中東政策との関わりを中心に—

倉科 里奈

明治三〇年代前半における文部省官費留学制度について

西山 泰史

一七—一九世紀ボスニア社会にみるムスリムと非ムスリム

黒河内亜希

製鉄所の土地収用と八幡村並びに芳賀種義について

初鹿 太郎

カージャーイル朝下イランにおける石油開発―主として

後藤田 歩

ダーシー利権をめぐる―

斉藤 圭祐

中国古代における羽人と仙人、それぞれのルーツと同一化の

過程

佐々木 玲

夏郊考―郊祭認識のありかたについて―

島田 翔太

中国における狐譚について

鈴木 洋生

セルビア・ナシヨナリズム―第一次セルビア蜂起を中心に―

高橋志奈子

タリーカ教団のネットワーク性と政治性―リビア、

サヌーシーヤ教団の場合―

竹山 杏奈

放生と動物愛護

張 尚基

イスラームにおける「聖者」と「聖者堂拝」

塚本 一元

変容する中国人女性の結婚観―上海を中心に―

対馬裕美子

オスマン帝国におけるアルメニア人

長濱あずさ

―一九世紀のダディアン家を中心に―

根岸 哲史

井筒俊彦再評価に向けて

野中 康貴

日本統治下の台湾―ある日本語作家の描く日本統治期―

橋爪 奈月

三国志からみる江南における女性優遇の可能性

橋本 勝博

一九世紀エジプトにおけるベドウィン遊牧社会の変容につい

て

オスマン軍楽隊メフテルの存在意義―ヨーロッパとの関わり

を中心―

馬場 敦史

戦国時代の医学についての考察―実証的医学の側面と呪術的

医学の側面との関係を中心に―

東原 壮助

第一次五カ年計画から大躍進運動への形成過程における党内

論争とその背景の分析

細山 謙治

王莽の政策実施動機に関する考察

前原わかさ

一二世紀前半のシリア情勢―アレppo政権・ダマスクス政権・

十字軍諸勢力の関係を中心に―

舛形 恭子

第二次漢字簡化方案(草案)の歴史的位付け

望月 俊邦

ポル・ポトの生涯からみる現代カンボジアの問題点

森山 晋平

朝鮮のトケビについての諸考察―トケビはいかにして生まれ

たのか―

山木 美奈

在日韓国・朝鮮人社会の「いま」―錯綜する在日三世のアイ

デンティティ―

尹 梨愛

民族の「共生」を手に入れるために―在日朝鮮学校から考え

る―

横山 暁成

第三次中東戦争の軍事的考察

井上 勝博

満蒙会議の内容と決裂の理由について

板垣 元樹

一九世紀のヘラートにおけるグレートゲームの展開―アフガ

ニスタンの誕生

木村 光男

後漢国家における皇帝権力

清代の売妻慣行―巴県(一七九六―一八五〇)の

事例を中心に―

イラク・クルド人の民族主義運動―イギリス委任統治期の

五味 知子

イギリスのクルド政策が与えた影響― 鶴淵 敬子

『孫贖兵法』からみえる春秋戦国時代―従来の『孫子』との

比較のなかで― 野口 隼人

〔西洋史学専攻〕

清潔はロンドン公衆衛生に潜む権力 天野 祐也

ビスマルク期のプロイセン・ドイツにおける内政とその背景

金澤 泰宏

労働者のソシアリティ―一九世紀のパリを中心に―

川崎 淳

一二九七年のセツラータはヴェネツィア共和国滅亡の遠因で

はないのではないか 北村 岳大

ベトナム戦争に見られる戦後アメリカ外交の特質 木下 信恵

カタルーニャにおける一九世紀の復興 公文 晶子

パリ大学の成立―ローマ教皇のパリ大学政策― 坂本 祥一

ユーゴスラヴィアにおける多民族国家の展望 鈴木 晴子

フランス黒人奴隷貿易小論 高島 里奈

黒死病と民衆 武友 陽平

ワイマールから第三帝国へ―ナチスはどのようにして政権の

座についたか― 原 貴恵

インディアン「文明化」政策の性格 細川 聡洋

一八世紀フランスにおけるロココ趣味と王立磁器の栄華 森永 倫子

戦後ドイツにおける戦争責任と戦後処理―日本の場合と比較

して― 山坂 美鈴

サン・ジヨルジョに見る私企業国家ジェノヴァ 堀内 周

フランス民戦線内閣とスペイン内戦 浅野 崇史

中世ヨーロッパにおける城塞の衰退 木宮 賢一

一九世紀イギリスにおける労働者教育 吉村 元秀

ナチスにおけるプロパガンダ 大谷 光

ヴィクトリア期における民衆教師 木下 千恵

一九世紀中流階級の理想像 鈴木 朝子

一九世紀ドイツにおけるユダヤ人の同化と解放、

そして反セム主義 中村 洋平

古儀式派運動において終末論が呈した役割とその起源 羽鳥佑一郎

アメリカ植民地への移住とその動機 矢原祥史朗

アメリカ映画の影響力―映画と世論の関係― 片桐 葉子

ヴェトナム反戦世論の発生と発展―それにおけるメディアの

かわり― 根本俊太郎

一九六〇、七〇年代アメリカ合衆国における「平等観」の分

裂―バッキ―判決をもとに― 三枝木美保

〔民俗学考古学専攻〕

円筒印章にみるエンキ神の性格とその変遷 石川 太一

ローマ時代の馬の女神エポナ―機能と信仰者について― 伊豆倉裕未

縄文丸木舟における形態の再検討―用途区分の確立を― 伊藤 健悟

目指して― 語られた「西馬音内盆踊り」―「伝統」をめぐる 岩楯 磨州

言説分析から― 旧石器時代における野川流域遺跡群の黒曜石の石材利用と 岡崎 敬

出土数の変化 江戸府内の人々と肉食 清水 奈緒

日本における龍の図像学的モデル―日本自生龍の発見― 福永 真弓

弥生時代の磨製石庖丁についての形態分析―北部九州より― 丸山まどか

出土する「立岩産石庖丁」を例として― 古代エジプトにおけるビール製造技術に関する研究 宮下 裕章

サッカーのプロ化と民衆 弥生時代後期から古墳時代初頭期における赤色顔料の利用 榎井 究

―真田・北金目遺跡群、王子ノ台遺跡出土「赤色顔料付着 土器」を中心に― 西野 摩耶

古代奈良盆地とその周辺における木材伐採の植生への影響に ついて 岸野 博之

シャーマニズム研究史 縦山 祥子

ハビル／シヤスとイスラエル 山崎 寛幸

昔話の比較研究―桃太郎のルーツを探る― 青木 絢

文化財としての清酒 安藤 豪

土偶研究史―用途・機能研究の可能性― 熊谷 賢治

古墳時代刀剣研究史 小島 彰

七―一世紀信濃国における陶硯―地域特性及び形態伝播の 跡付けのための基礎資料として― 土屋 里子

ロシア中世都市ノヴゴロドの建物における炉―定量的分析に よる炉の用途に関する再検討― 濱川 誠

ウ・ジユムチ地域オボ祭祀について 畢 力格

京町家の変遷についての研究史 堀 裕岳